

債券内容説明書  
平成28年2月9日現在

第85・86・87回  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 85・86・87 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 27 年 9 月 30 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。  
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。  
また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時に解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

#### 本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

## 目 次

### 証券情報の部

#### 第1 募集要項

1. 新規発行債券（5年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）	5
3. 新規発行債券（10年債）	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	10
5. 新規発行債券（20年債）	11
6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（20年債）	15
7. 本債券の発行により調達する資金の使途	15

#### 第2 参照情報

1. 参照書類	16
2. 参照書類の補完情報	16
3. 参照書類を縦覧に供している場所	27

# 第1 募集要項

## 1. 新規発行債券（5年債）

銘柄	第85回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金21,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金21,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成28年2月9日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年0.080パーセント	払込期日	平成28年2月26日
利払日	毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成33年3月19日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成28年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成33年3月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構は R&I から AA の信用格付を平成 28 年 2 月 9 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を平成 28 年 2 月 9 日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 28 年 2 月 9 日付第 85 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

## 2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 7,500	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受手数料 は、総額 4,675万円 とする。
	大和証券株式会社		5,200	
	みずほ証券株式会社		5,200	
	しんきん証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,100	
		東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
		東京都中央区京橋三丁目8番1号		
	計		21,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

### 3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第86回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金10,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成28年2月9日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年0.190パーセント	払込期日	平成28年2月26日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成38年2月26日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成38年2月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAAの信用格付を平成28年2月9日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を平成28年2月9日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 28 年 2 月 9 日付第 86 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

#### 4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村証券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 しんきん証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号  東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  東京都千代田区大手町一丁目5番1号  東京都中央区京橋三丁目8番1号	百万円 3,500 2,500 2,500 1,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額3,000万円とする。
	計		10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

## 5. 新規発行債券（20年債）

銘 柄	第 87 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 8,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 8,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 28 年 2 月 9 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年 0.820 パーセント	払込期日	平成 28 年 2 月 26 日
利払日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成 48 年 2 月 26 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 28 年 6 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 48 年 2 月 26 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構は R&I から AA の信用格付を平成 28 年 2 月 9 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号 03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を平成 28 年 2 月 9 日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず) いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

摘 要

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 28 年 2 月 9 日付第 87 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 本要項の変更

- (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。

<p>摘 要</p>	<p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>9. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
------------	---

## 6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（20年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額3,200万円とする。
	大和証券株式会社		2,800	
	みずほ証券株式会社		2,000	
	しんきん証券株式会社		2,000	
	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,200		
	東京都千代田区大手町一丁目5番1号			
	東京都中央区京橋三丁目8番1号			
	計		8,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

## 7. 本債券の発行により調達する資金の用途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
39,000,000,000円	124,262,802円	38,875,737,198円

(注) 上記金額は、第85回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第86回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第87回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

### (2) 手取金の用途

上記の手取概算額38,875,737,198円は、平成28年2月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第13条第1項第1号から第8号までの業務及びこれらに附帯する業務を行うために必要な資金の一部に充当する予定です。

## 第2 参照情報

### 1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部（平成27年9月30日現在）をご参照下さい。

### 2. 参照書類の補完情報

#### （Ⅰ）「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部（平成27年9月30日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日（平成28年2月9日）までの間において、以下の通り変更事項が生じております（変更箇所は下線で示しております。）。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日（平成28年2月9日）現在においてもその判断に変更はありません。

#### （Ⅰ）国等の政策または関与に伴うリスク

独立行政法人は、公共上の見地から法律に基づいて設置された法人であり、国等の政策によって、独立行政法人制度そのもの、あるいは当機構の事業・組織に影響を受ける可能性のある主な事項として以下のものがあります。

- ・「独立行政法人の抜本的な見直し」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等  
(略)

#### （Ⅱ）その他

上記「（Ⅰ）事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部（平成27年9月30日現在）につき、本説明書証券情報の部作成日（平成28年2月9日）までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております。）。

## 第1 法人の概況

### 1. 主要な経営指標等の推移

#### ③基礎的研究等勘定(注)

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	652	590	532	255	196
経常利益又は経常損失(△)	*1 106	△54	△53	73	30
当期総利益又は当期総損失(△)	106	△54	△54	73	30
資本金	*2 66	66	66	—	—
純資産額	*3 268	213	159	73	104
総資産額	54,371	54,452	52,979	46,145	38,122
自己資本比率	*4 0.4%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%

(注) 基礎的研究等勘定は、平成27年8月26日より地域公共交通等勘定となっております。

### 3. 事業の内容

#### （Ⅱ）資本金の構成

当機構の資本金は1,158億2,912万5,143円（平成28年2月1日現在）であり、全額が政府出資金です。各勘

定の構成は以下の通りです。

(内訳)

	(単位：百万円)
建設勘定 .....	51,967
海事勘定 .....	63,767
<u>地域公共交通等勘定(注)</u> .....	-
助成勘定 .....	94
特例業務勘定 .....	-
資本合計	115,829

(注) 基礎的研究等勘定は、平成 27 年 8 月 26 日より地域公共交通等勘定となっています。

### (3) 組織図 (平成 28 年 2 月 1 日現在)

(略)

### (7) 当機構の業務内容について

当機構の業務は、機構法第13条並びに附則第11条及び債務等処理法第13条の規定により、①「鉄道建設業務」、②「船舶共有建造業務」、③「高度船舶技術実用化助成業務」、④「地域公共交通出資等業務」、⑤「内航海運活性化融資業務」、⑥「鉄道助成業務」及び⑦「国鉄清算業務」から構成されています。

#### ⑥ 鉄道助成業務

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

- 既設新幹線譲渡収入を財源として、新幹線鉄道の輸送力増強に関する大改良事業を行う鉄道事業者のために、日本政策投資銀行を介して低利資金の融通を行いました（なお、当該事項に係る貸付けは平成 7 年度までであり、その後新規貸付けは行っておりません。）。

当該事項に係る貸付金残高については、平成 27 年 12 月をもって完済されています。

- 同様に既設新幹線譲渡収入を財源として、主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・大改良に関する事業について、東京地下鉄株式会社（旧帝都高速度交通営団。以下「東京メトロ」という。）及び旧公団（建設勘定）に対し、無利子貸付を行いました（なお、当該事項に係る貸付けは平成 19 年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）。

東京メトロ向け貸付金は平成 26 年 3 月末をもって完済、旧公団（建設勘定）向け貸付金残高は平成 28 年 2 月 1 日現在 190,789 百万円です（旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。）。

### (8) 損益構造について

#### ③ 基礎的研究等勘定

内航海運活性化融資業務については、日本内航海運組合総連合会が行う内航海運暫定措置事業に必要な資金を当機構が政府保証の下に金融機関から低利で調達し同連合会への融資を行っており、その手数料としての融資業務収入により融資事業諸費、管理費がまかなわれています。なお、手数料の水準はこれらの費用をまかなえるように設定されています。

なお、基礎的研究業務については、公募方式による競争的資金制度に係る研究業務費及び管理費の全額が運営費交付金でまかなわれていましたが、平成 24 年度末をもって業務を終了しております。

また、基礎的研究等勘定は、平成 27 年 8 月 26 日より地域公共交通等勘定となっています。

## 4. 新幹線建設について

### (1) 整備新幹線建設計画について

(略)

平成 3 年には、暫定的な整備としてのスーパー特急及びミニ新幹線の建設を全幹法の下で進めるため、同法の改

正が行われました。

(略)

## (2) 整備新幹線建設の費用負担等について

(略)

(並行在来線の取扱い)

- ①平成8年12月の政府・与党合意において、建設着工する区間の並行在来線については、従来どおり、開業時にJR旅客鉄道株式会社の経営から分離することとされています。
- ②平成12年12月の政府・与党申合せにおいて、JR旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線上を引き続きJR貨物鉄道株式会社が走行する場合には、線路使用実態に応じた適切な線路使用料を確保することとし、これに伴うJR貨物鉄道株式会社の受損については、必要に応じこれに係る新幹線貸付料収入の一部を活用して調整する措置を講じることが決定され、これに基づき、JR貨物鉄道株式会社に対し鉄道貨物輸送調整金が交付されることとなりました。

また、現在は、債務等処理法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当該調整金の交付は、特例業務勘定から建設勘定への繰入れ資金により引続き行われています。

## 6. 鉄道建設業務等の概要について

### (1) 新幹線の建設

平成27年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間、新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（長野・金沢間、金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の3線5区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館北斗間148.3kmについては、在来線（津軽海峡線）との共用走行区間を含む本線及び函館総合車両基地で、本年度末の完成を目指し、しゅん功監査・検査及び新幹線車両を使用した実車走行試験が終了しました。

北海道新幹線の新函館北斗・札幌間211.7kmについては、村山トンネル、昆布トンネル及び立岩トンネル等の工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

北陸新幹線の長野・金沢間231.1kmについては、平成27年3月14日に開業しました。平成27年度は環境対策工等を行います。

北陸新幹線の金沢・敦賀間114.4kmについては、新北陸トンネルの工事及び九頭竜川橋りょうの工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

九州新幹線武雄温泉・長崎間67.0kmについては、武雄トンネル、久山トンネル及び新長崎トンネル等のトンネル工事並びに袴野橋りょう及び竹松高架橋等の明かり工事を行います。

整備計画路線であって、工事実施計画の認可を受けていない路線における整備新幹線建設推進高度化等事業は、工事を円滑に実施するための調査を行うほか、新幹線と在来線との直通運転を可能にする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を行います。

(単位：百万円)

線名・区間	工事延長 km	平成25年度 実施額	平成26年度 実施額	平成27年度 事業費	完成予定 又は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館北斗間	148.3	94,823	74,020	50,000	平成30年度末 新青森・新函館 北斗間の開業 から概ね20年 後 <sup>(注4)</sup>	北海道旅客 鉄道株式会 社
新函館北斗・札幌間	211.7	5,682	11,941	20,000		
北陸新幹線 長野・金沢間	231.1	133,851	80,127	29,000	平成29年度末 (平成27年3 月14日開業)	東日本旅客 鉄道株式会 社 西日本旅客 鉄道株式会 社
金沢・敦賀間	114.4	5,348	6,912	22,000	長野・金沢間の 開業から概ね 10年強後 <sup>(注4)</sup>	西日本旅客 鉄道株式会 社
九州新幹線 武雄温泉・長崎間	67.0	19,671	25,091	39,000	認可の日から 概ね10年後 <sup>(注4)</sup>	九州旅客鉄 道株式会社
着工区間計 (注2) (3線5区間)	772.5	259,375	198,092	160,000		
建設推進高度化等事業		7,675	4,115	2,497		
合計		267,050	202,207	162,497		

(注1) 平成25年度及び平成26年度実施額は決算額、平成27年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、平成27年度事業費が計上されている路線の合計としています。

(注3) 新函館北斗は、工事実施計画上は新函館（仮称）といたします。

(注4) 完成予定は平成27年1月14日の政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に前倒しを図ることとされました。

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）：平成47年度から5年前倒しし、平成42年度末の完成・開業を目指します。

北陸新幹線（金沢・敦賀間）：平成37年度から3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指します。

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）：フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成34年度から可能な限り前倒しします。

(4) 青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

(略)

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	平成25年度 実施額	平成26年度 実施額	平成27年度 事業費	鉄道事業者又は軌道経営者
津軽 海峡線	今別町浜名・ 知内町湯の里間	—	2,450	1,886	1,895	北海道旅客鉄道株式会社

(注) 平成25年度及び平成26年度実施額は決算額、平成27年度事業費は年度初の事業計画額に追加予算を加えた額としています。

7. 資金調達の概要

(1) 長期借入金

③ 基礎的研究等勘定 (注)

(単位：百万円)

借入先	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民間借入金（政府保証）	調達額	52,790	46,052	38,000
	償還額	54,055	52,790	46,052
	期末残高	52,790	46,052	38,000

(注) 基礎的研究等勘定は、平成27年8月26日より地域公共交通等勘定となっています。

9. 行政改革関連事項について

③ 独立行政法人と特殊法人との比較

(略)

<旧公団及び旧事業団との比較>

	独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	旧日本鉄道建設公団	旧運輸施設整備事業団
	(略)		
業務の 範囲	機構法に明記（機構法第13条）	旧公団法に明記（旧公団法第19条）	旧事業団法に明記（旧事業団法第20条）
	(略)		
主務大臣の 関与	主務大臣の一般的監督権限に係る規定は置かない。主務大臣の関与は、通則法、個別法等法令上個別に明記されたものに限定。（通則法第30条、機構法第14条他）	旧公団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧公団法第35条） このほか、旧公団法に個別の関与を規定。（旧公団法第26条他）	旧事業団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧事業団法第38条） 旧事業団法に個別の関与を規定。
	(略)		

④ 当機構の設立時の貸借対照表について

(略)

(参考) 旧公団及び旧事業団と機構の主要業務(移行業務) 比較

	旧日本鉄道建設公団		鉄道建設・運輸施設整備支援機構
○一般勘定※1	新幹線鉄道 建設、調査、貸付 災害復旧工事	→	新幹線鉄道 建設、調査、貸付 災害復旧工事
	その他の鉄道・軌道 建設、 大改良、貸付・譲渡、災害復旧工事	→	その他の鉄道・軌道 建設、 大改良、貸付・譲渡、災害復旧工事
○特例業務勘定	旧国鉄職員の年金関係費用支払い	→	旧国鉄職員の年金関係費用支払い
	承継した土地、株式等の資産処分	→	承継した土地、株式等の資産処分
	承継した土地に係る宅地造成、 関連施設整備	→	承継した土地に係る宅地造成、 関連施設整備
	J R本州3社以外のJ R会社への 資金貸付	→	J R本州3社以外のJ R会社への 資金貸付
	旧運輸施設整備事業団		鉄道建設・運輸施設整備支援機構
○鉄道勘定※2	整備新幹線建設助成	→	整備新幹線建設助成 ☆
	主要幹線鉄道整備助成	→	主要幹線鉄道等整備助成 ☆
	都市鉄道整備助成	→	都市鉄道整備助成 ☆
	リニア等鉄道技術開発推進助成	→	鉄道技術開発推進助成
	安全・防災対策助成	→	安全・防災対策助成 ☆
	長期債務の償還	→	長期債務の償還
	無利子貸付	→	無利子貸付 ※4 ☆
	バリアフリー等助成 ※3	→	廃止
○船舶勘定※5	共有建造		共有建造
	国内旅客船建造	→	国内旅客船建造
	国内貨物船建造	→	国内貨物船建造
	係留船改造	→	廃止
	近海船建造	→	廃止
	改造融資 ※6	→	廃止
	債務保証	→	廃止
	技術支援	→	技術支援
○造船勘定※5	高度船舶技術に関する技術支援	→	高度船舶技術に関する技術支援 ★
	構造転換	→	構造転換 ★
○基礎的研究等 勘定※7	運輸技術に関する基礎的研究	→	運輸技術に関する基礎的研究 ★
	内航海運活性化融資	→	内航海運活性化融資

※1 当機構においては建設勘定となっています。

※2 当機構においては助成勘定となっています。

※3 印は、旧事業団法上の業務ですが、平成14年度において国へ移管された業務です。

※4 印の業務は、平成19年度までであり、その後の新規貸付は行っておりません。

※5 船舶勘定、造船勘定は、平成18年4月1日より海事勘定となっています。

※6 印は、旧事業団法上の業務ですが、平成14年度予算において廃止された業務です。

※7 基礎的研究等勘定は、平成27年8月26日より地域公共交通等勘定となっています。

☆印の業務に係る旧日本鉄道建設公団への助成は、機構設立後は勘定間繰入れとなっています。★印の業務は機構設立後、漸次廃止されております。

## 第2 事業の状況

### 1. 業績等の概要

#### ○各勘定の財務諸表

##### (3) 基礎的研究等勘定(注)

###### ②損益計算書

(略)

<損益計算書>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成25年度	平成26年度	勘定科目	平成25年度	平成26年度
経常費用	181	166	経常収益	255	196
基礎的研究等業務費	23	30	貸付金利息収入	142	109
融資事業諸費	22	29	融資業務収入	111	86
その他	1	1	その他	0	0
一般管理費	117	113	財務収益	0	0
財務費用	40	21	雑益	1	1
臨時損失	0	0			
当期総利益	73	30			
合計	255	196	合計	255	196

(注) 基礎的研究等勘定は、平成27年8月26日より地域公共交通等勘定となっています。

## 2. 対処すべき課題

### (1) 鉄道建設業務関係

(略)

<再発防止対策>

#### 1. コンプライアンス体制の強化

- (1) コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立
  - ア コンプライアンス担当理事の設置
  - イ 本社、地方機関ごとにコンプライアンス推進組織の設置
- (2) コンプライアンス研修・講習会の強化
  - ア 全役員を対象とした「入札談合等関与行為防止に関する講習会」の実施
  - イ 契約担当職員を対象とした「契約業務に関する研修」の実施
  - ウ 役職員に向けたコンプライアンスに係る研修の実施及びマニュアルの作成
- (3) 社外における公益通報窓口の設置
- (4) 発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備
- (5) 意識改革に向けた取組
  - ア 幹部による啓蒙活動
  - イ 機構の「行動指針」において法令遵守を確認的に明示化
  - ウ 機構内コンプライアンス月間の制定

#### 2. ガバナンスの強化

- (1) 内部監査協会の内部監査基準を踏まえた内部監査体制の強化
  - ア 内部監査の独立性の確保
  - イ 内部監査の客観性の確保
  - ウ 監査担当職員の研修の受講を通じた能力向上
  - エ 抜き打ち監査の実施
- (2) 工程管理の組織的な対応の強化
  - ア 本社役員と地方機関職員との直接意見交換の実施
  - イ 工程会議等の深度化
  - ウ 入札・契約手続運営委員会を強化し、入札不調対策を検討するとともに、本社とも情報共有
- (3) 組織体制と人員配置の見直し
  - ア 地方機関における業務内容に合わせた担務の見直し
  - イ 事業量に見合った適正な要員の計画的な確保
  - ウ 工事発注を担当する職員の長期にわたる同一箇所への配属の防止

3. 入札・契約監視機能の強化
  - (1) 入札監視委員会の機能強化
    - ア 入札監視委員会の審議対象に高落札率の全契約を追加
    - イ 入札監視委員会の審議範囲をブロック単位毎から支社・局単位毎に細分化
    - ウ 理事長に対する意見具申の仕組みの確立
    - エ 充実した調査に向けた整備
  - (2) 公正入札等調査委員会の運営の見直し
    - ア 調査方法の見直し
    - イ 事業者のコンプライアンス部門に内部調査を依頼
  - (3) 一者応札案件に対する監視の強化
  - (4) 入札・契約結果の時系列的監視・分析・報告
    - ア 入札状況等に関する事後的・統計的分析の実施
    - イ 特定分野の入札状況等に関する事後的分析の実施
4. 入札契約手続きの見直し
  - (1) 入札不調対策の強化
    - ア 入札不調案件に係る再入札機会の拡大
    - イ 見積活用方式の導入
    - ウ 積算の前提条件を積極的に公開
  - (2) 建築工事と小規模な空調設備工事等の一括発注
  - (3) 異常な応札状況となった場合の入札のやり直し
  - (4) 総合評価落札方式のルール化
    - ア 技術提案の評価基準のデータベースを用いた評価の徹底
    - イ 技術提案書のマスキングの徹底
    - ウ 第三者の視点による評価結果の審査
    - エ 総合評価落札方式の導入の拡大（機械工事、電気工事）
5. 情報管理の徹底
  - (1) 外部事業者等との接触の制限
    - ア 外部事業者との打合せ場所の制限
    - イ 部外者が入館する際の訪問先の網羅的な申告
  - (2) 入札時における関係職員と入札参加者の接触に関するルール化
  - (3) 外部からの不当な働きかけに対する報告の徹底
  - (4) 発注に係る秘密情報などへの情報接触者の限定
    - ア 入札関連情報の社内意思決定に関与する者の最小限化
    - イ 発注事務に係る秘密情報の管理責任者の明確化
    - ウ 職員の秘密情報に関する意識改革
    - エ 機構内のITシステムにおける証跡管理の拡充による適切な情報管理の促進
    - オ 情報の適切な保管の呼びかけ
6. ペナルティの強化
  - (1) 誓約書違反及び入札談合の再犯に関する違約金加算条項を新設（WTO対象以外の工事）
  - (2) 入札談合を行っている事業者からの申告の促進
7. 機構OBとの関係
  - (1) 機構OBがいる企業に配慮・優遇はしないとの宣言
  - (2) 談合に関与した企業への再就職の自粛要請（企業及び退職予定者に自粛を要請）
  - (3) 役職員の再就職に関する依頼等の規制の徹底（平成27年4月施行の独立行政法人通則法改正を前倒しで徹底）
  - (4) 機構OBとなる職員への研修の実施
8. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証
  - (1) コンプライアンス推進組織による法令遵守の取り組み等の定期的検証
  - (2) 応札状況の透明化・情報公開

### (5) 広報・情報提供機能の整備

#### ③ ホームページの適正な管理・運用

上記①及び②のほか、当機構の業務等の情報は、利用者が適切にかつ見やすく興味を持てるよう、できるだけ新しい情報を掲載するよう適時更新し、さらに、各地方機関のパンフレットやプレスリリース資料を掲載するなど当機構情報の充実を図り、より分かりやすいホームページにしています。

(略)

**(6) 鉄道建設の低コスト化及び工期短縮への取組み**

(略)

これに引き続き、平成12年9月は、政府は更なる公共工事コスト縮減対策として、平成12年度から平成20年度までの9年度にわたる公共工事のコスト縮減の「新行動方針」を策定しました。

(略)

機構プログラムは終了しましたが、公共事業を経済的、効率的に実施していくためにも、同プログラムの考え方に基づきフォローアップを平成29年度まで継続し、平成19年度を基準として実績の把握を行うこととしています。ただし、国土交通省と同様に、総合コスト改善率の目標値は参考とし、新たな目標値は設定しないこととしました。

ちなみに、平成26年度のコスト改善率は、4.5%となりました。平成27年度も昨年度同様建設コスト改善に取り組んでいます。

**6. 研究開発活動**

**(3) 学会等の受賞実績**

当機構及びその前身たる旧公団における受賞の主なものは、次の通りです。

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
(略)				
北陸新幹線	平成7年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	整備新幹線用高速シンプル架線の開発と実用化
	平成8年	土木学会	技術賞	北陸新幹線高速分岐器(38番)の開発・敷設(分岐側通過速度160km/hの高速分岐器)
	平成9年	電気学会	電気学術振興賞	北陸新幹線車両基地用不平衡補償単相き電装置の開発
	平成9年	土木学会	技術賞	北陸新幹線(高崎・長野間)の建設
	平成20年	PC技術協会	協会賞(作品部門)	北陸新幹線姫川橋りょう
	平成21年	土木学会	技術賞	超膨張性と高圧帯水層を有する特殊地山に適合したトンネル施工技術の確立(飯山トンネル)
	平成26年	PC工学会	協会賞(作品部門)	北陸新幹線神通川橋りょう
		日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞	50/60Hz共用保護継電器の開発と実用化
	平成27年	「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞	沿線自治体との緊密なパートナーシップによる北陸新幹線金沢開業
		鉄道建築協会	最優秀協会賞	北陸新幹線富山駅
		鉄道建築協会	協会賞	北陸新幹線金沢駅、飯山駅、新高岡駅
照明学会		照明普及賞	北陸新幹線金沢駅の照明	
(略)				

#### (4) 特許権等

平成 28 年 2 月 1 日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区 分	登録	出願中
特 許 権	97 ( 3 )	11
実用新案権	2	—
意 匠 権	1	—

(注) ( ) 書きは外国での登録、出願分で再掲。

## 第 4 法人の状況

### 1. 資本金残高の推移

当機構の平成 22 年度から平成 26 年度における資本金残高の推移は、以下の通りです。

(単位：百万円)

区 分	会計区分	平 成 2 2 年 度 末	平 成 2 3 年 度 末	平 成 2 4 年 度 末	平 成 2 5 年 度 末	平 成 2 6 年 度 末
建設勘定	一般会計	7,950	7,950	7,950	7,573	7,397
	財政投融资特別会計	44,570	44,570	44,570	44,570	44,570
	計	52,520	52,520	52,520	52,144	51,967
海事勘定	一般会計	59,067	58,067	58,067	58,067	58,067
	財政投融资特別会計	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	日本政策投資銀行	1,000	—	—	—	—
	計	65,767	63,767	63,767	63,767	63,767
基礎的研究等勘定 <small>(注3)</small>	一般会計	66	66	66	—	—
助成勘定	一般会計	94	94	94	94	94
合 計	一般会計	67,178	66,178	66,178	65,735	65,558
	財政投融资特別会計	50,270	50,270	50,270	50,270	50,270
	小計 (政府出資額)	117,448	116,448	116,448	116,006	115,829
	日本政策投資銀行	1,000	—	—	—	—
	合 計	118,448	116,448	116,448	116,006	115,829

(注 1) 平成 26 年度には、通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく政府出資金の国庫納付により、建設勘定において 176 百万円を減資しております。

(注 2) 特例業務勘定に資本金は存在しません。

(注 3) 基礎的研究等勘定は、平成 27 年 8 月 26 日より地域公共交通等勘定となっています。

2. 役員状況 (平成27年10月21日現在)

役職名	氏名	任期	略歴
理事長	北村 隆志	自 平成27年10月1日 至 平成30年3月31日	昭和51年4月運輸省入省 平成24年9月海上保安庁長官 平成25年8月内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)(命)内閣官房国土強靱化推進室次長 平成26年10月大阪国際空港ターミナル(株)特別顧問
副理事長	斎藤 浩司	(平成26年10月1日) 自 平成27年10月1日 至 平成31年9月30日	昭和54年4月日本国有鉄道入社 平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長 平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部長
理事長代理	土屋 知省	(平成27年7月31日) 自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成25年8月国土交通省鉄道局次長 平成26年7月国土交通省近畿運輸局長
理事	露木 伸宏	(平成27年7月31日) 自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和59年4月運輸省入省 平成24年9月国土交通省大臣官房運輸安全監理官 平成25年7月海上保安庁総務部参事官(海洋情報部)
理事	醍醐 明彦	(平成25年7月1日) 自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和53年4月東京海上火災保険(株)入社 平成20年6月東京海上日動火災保険(株)執行役員(西東京支店長委嘱) 平成22年6月東京海上日動あんしん生命保険(株)常務取締役
理事	神山 和美	(平成26年10月1日) 自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和62年4月(財)日本経済研究所入社 平成25年4月(株)日本経済研究所社会インフラ本部長 平成25年6月(株)日本経済研究所執行役員社会インフラ本部長
理事	米田 浩	自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和58年4月運輸省入省 平成24年9月運輸安全委員会事務局審議官 平成25年7月四国旅客鉄道(株)鉄道事業本部特任部長(誘客・サービス担当) 平成26年7月四国旅客鉄道(株)総合企画本部特任部長兼鉄道事業本部特任部長(誘客担当)
理事	山中 淳彦	(平成25年10月1日) 自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	昭和49年4月川崎重工業(株)入社 平成21年6月(株)川崎造船取締役常務 平成22年10月川崎重工業(株)執行役員本社調達本部長
理事	服部 修一	自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日	昭和53年4月日本鉄道建設公団入社 平成20年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東北新幹線建設局長 平成23年5月鉄道・運輸機構鉄道建設本部設計技術部長
理事	松橋 貞雄	自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日	昭和55年4月日本鉄道建設公団入社 平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部新幹線第一課長 平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長
監事	藤田 親史	(平成25年10月1日) 自 平成27年10月1日 至 平成29事業年度の 財務諸表承認日	昭和50年4月住友商事(株)入社 平成19年8月住友商事(株)九州・沖縄ブロック長付 平成21年8月住友商事(株)フィナンシャル・リソースグループ長付

監事	横内 泉	自 平成27年10月1日 至 平成29事業年度の 財務諸表承認日	昭和58年4月警察庁入庁 平成24年8月警察大学校警察政策研究センター所長 平成25年8月宮城県警察本部長
監事	木下和彦	(平成25年7月1日) 自 平成27年10月21日 至 平成29事業年度の 財務諸表承認日	昭和50年4月(株)三和銀行入行 平成18年6月東洋カーマックス(株)執行役員 平成23年10月東洋カーマックス(株)専務取締役

## 第5 経理の状況

### 2. 当機構の財務について

#### (1) 経理の特徴について

当機構では、機構法第17条第1項及び債務等処理法第27条第1項の規定に基づき、以下に係る業務を区分して経理しております。①建設勘定、②海事勘定、③基礎的研究等勘定、④助成勘定及び⑤特例業務勘定

但し、助成勘定と建設勘定及び特例業務勘定間、特例業務勘定と建設勘定間では、事業資金の勘定間繰入等の受入れを行っています。

なお、基礎的研究等勘定は、平成27年8月26日より地域公共交通等勘定となっています。

### 4. 財務諸表(企業会計原則準拠)等について

当機構の財務諸表につきましては、当機構ホームページ

(<http://www.jrtt.go.jp/010organization/0organization-Index.html#p5>) をご参照下さい。

(参考) 民間の会計基準との主な相違は次の通りです。

区 分	独立行政法人会計基準等	民間の会計基準
①退職給付引当金	平成24年5月17日に改訂された「退職給付に係る会計基準」で、従前より変更となった会計処理は適用していない。なお、当該会計処理は平成27年度より適用することとしている。	「退職給付に係る会計基準」、「同注解」及び「退職給付会計に関する実務指針」に基づく会計処理による。
(略)		

### 3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
(横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jrtt.go.jp/>)にも掲載しています。